

組 合 公 報

平成 27 年 3 月 12 日
富山市下野 995 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 076 (431) 8031

公告第 22 号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部変更については、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 3 月 11 日付けで下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 3 月 12 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋正樹

記

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 40 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項第 2 号中「第 1 条に規定する高等学校」の次に「、中等教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

第 5 条第 1 項第 4 号ハ中「貸付けの申出があった」の次に「日の属する」を加え、「10 万円」を「15 万円」に改め、同条第 5 項中「ただし、第 4 号」の次に「及び第 5 号」を加え、同項第 1 号中「特別貸付」を「災害再貸付及び特別貸付」に、「（イを除く。）」を「ロ」に改め、「若しくは第 3 項」を削り、同項第 3 号中「災害貸付」の次に「（災害再貸付を除く。）」を加え、「（イを除く。）に規定する金額」を「ロ」に改め、「若しくは第 3 項」を削り、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

四 災害再貸付とその他の貸付け（特別貸付を除く。）とをあわせて行う場合 第 1 項第 3 号ハ又は第 3 項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に 300 万円を加算した金額）

第 5 条第 6 項中「第 14 条第 2 項及び第 4 項」を「第 14 条第 4 項」に改める。

第 6 条中「修学貸付けにあつては、10 万円」を「修学貸付けにあつては、1 万円」

に改める。

第 11 条第 2 項中「毎年 3 月又は 4 月に 1 年間分（修業年限の中途から貸し付ける場合は、当該貸付けの申込みがあった月の翌月に当該貸付けを行う事業年度の残月数分）を一時に」を「理事長が別に定めるところにより、第 5 条第 1 項第 4 号ハに規定する 1 月当たりの金額に 12（学年の中途から貸し付ける場合は、当該貸付けの申出があった日の属する月の翌月から当該学年の末日の属する月までの月数）を乗じた金額の範囲内で、一時に又は分割して」に改める。

第 14 条第 1 項中「貸し付けた」を「貸付けを受けた」に改め、同項第 4 号中「修学が終了した月」を「修学が終了した日又は高等学校等の修業年限を満了した日のいずれか早い日の属する月（借受人から申出があった場合において、修業年限の満了前に償還を開始することについて、理事長が特に必要と認めた場合には、その認めた日の属する月）」に改め、同条第 4 項中「（第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。）」を削り、同項第 2 号中「償還期間内」を「償還期間外」に改め、同項第 4 号中「学校」を「高等学校等」に改め、同項第 5 号を削り、同条第 7 項中「、第 2 項、第 4 項、第 5 項又は前項」を「から前項まで」に改め、同条第 9 項中「、第 4 項、第 5 項及び第 6 項」を「、第 3 項及び第 4 項」に改め、同条中第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項から同条第 10 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 15 条第 1 項中「同条第 4 項後段」を「同条第 3 項後段」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に、「第 9 項」を「同条第 8 項」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 項又は同条第 7 項」を「前条第 6 項」に改める。

第 17 条第 1 項第 2 号中「一部を」の次に「理事長の承認を得ないで」を加える。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「第 14 条第 4 項」を「第 14 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 後	備 考
<p>ハ 修学貸付 当該貸付けの対象となる高等学校等において定められている修業年限の年数を限度として当該修業年限の年数に相当する月数（修業年限の中途から貸し付ける場合にあつては貸付けの申出があつた_____月の翌月から起算して残存する月数） 1月につき <u>10万円</u></p> <p>二・ホ （略）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第3条第1項に掲げる貸付け（高額医療貸付及び出産貸付を除く。以下この項において同じ。）をあわせて行う場合におけるそれぞれの貸付けの合算額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を超えることができない。ただし、第4号_____の場合において理事長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p> <p>一 普通貸付と普通貸付以外の貸付け（_____特別貸付を除く。）とをあわせて行う場合 第1項第2号若しくは第3号<u>（イを除く。）</u>又は第2項若しくは第3項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に300万円を加算した金額）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 一の貸付事由による災害家財貸付と住宅貸付又は当該貸付事由と同一の貸付事由による災害住宅貸付若しくは他の貸付事由による災害貸付_____とをあわせて行う場合 第1項第3号<u>（イを除く。）</u>に規定する金額又は第2項若しくは第3項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に300万円を加算した金額） （新規）</p> <p>四 （略）</p>	<p>ハ 修学貸付 当該貸付けの対象となる高等学校等において定められている修業年限の年数を限度として当該修業年限の年数に相当する月数（修業年限の中途から貸し付ける場合にあつては貸付けの申出があつた<u>日</u>の属する月の翌月から起算して残存する月数） 1月につき <u>15万円</u></p> <p>二・ホ （略）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第3条第1項に掲げる貸付け（高額医療貸付及び出産貸付を除く。以下この項において同じ。）をあわせて行う場合におけるそれぞれの貸付けの合算額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を超えることができない。ただし、第4号<u>及び第5号</u>の場合において理事長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p> <p>一 普通貸付と普通貸付以外の貸付け（<u>災害再貸付及び特別貸付</u>を除く。）とをあわせて行う場合 第1項第2号若しくは第3号<u>ロ_____</u>又は第2項_____に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に300万円を加算した金額）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 一の貸付事由による災害家財貸付と住宅貸付又は当該貸付事由と同一の貸付事由による災害住宅貸付若しくは他の貸付事由による災害貸付<u>（災害再貸付を除く。）</u>とをあわせて行う場合 第1項第3号<u>ロ_____</u>又は第2項_____に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に300万円を加算した金額）</p> <p>四 <u>災害再貸付とその他の貸付け（特別貸付を除く。）とをあわせて行う場合</u> 第1項第3号ハ又は第3項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に300万円を加算した金額）</p> <p>五 （略）</p>	<p>貸付規則（準則）に合わせた文言修正</p> <p>修学貸付における1か月当たりの貸付限度額の引上げ</p> <p>引用条文が繰下げられたことへの対応、災害再貸付時の既存貸付の一括償還を不要としたため、複数の貸付けを受けた場合の貸付限度額について、災害再貸付を含めた限度額を新たに規定するもの。</p> <p>号番号の繰下げ</p>

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 後	備 考
<p>6 財形住宅貸付を受けている組合員に対する住宅貸付及び災害貸付（災害家財貸付を除く。<u>第14条第2項及び第4項</u>において同じ。）に係る第1項から前項までに定める金額は、当該金額から財形住宅貸付の未償還元金の額を控除した金額とする。</p> <p>（貸付金額の単位）</p> <p>第6条 貸付金の額は、前条の規定による限度額の範囲内において、普通貸付及び特別貸付にあつては、2万円（<u>修学貸付にあつては、10万円</u>）、高額医療貸付又は出産貸付にあつては、1千円、住宅貸付及び災害貸付（前条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。）にあつては、10万円を単位として計算するものとする。</p> <p>第7条～第10条 （略）</p> <p>（貸付金の交付）</p> <p>第11条 借受人は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書に理事長が別に定める書類を添え、所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項による書類の提出を受けたときは、直ちに貸付金を交付するものとする。ただし、住宅貸付にあつては、理事長が別に定めるところにより、一時に又は分割して交付するものとし、<u>修学貸付にあつては、毎年3月又は4月に1年間分（修業年限の中途から貸し付ける場合は、当該貸付けの申込みがあった月の翌月に当該貸付けを行う事業年度の残月数分）を一時に</u> _____交付するものとする。</p> <p>第12条・第13条 （略）</p>	<p>6 財形住宅貸付を受けている組合員に対する住宅貸付及び災害貸付（災害家財貸付を除く。<u>第14条第4項</u>において同じ。）に係る第1項から前項までに定める金額は、当該金額から財形住宅貸付の未償還元金の額を控除した金額とする。</p> <p>（貸付金額の単位）</p> <p>第6条 貸付金の額は、前条の規定による限度額の範囲内において、普通貸付及び特別貸付にあつては、2万円（<u>修学貸付にあつては、1万円</u>）、高額医療貸付又は出産貸付にあつては、1千円、住宅貸付及び災害貸付（前条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。）にあつては、10万円を単位として計算するものとする。</p> <p>第7条～第10条 （略）</p> <p>（貸付金の交付）</p> <p>第11条 借受人は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書に理事長が別に定める書類を添え、所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項による書類の提出を受けたときは、直ちに貸付金を交付するものとする。ただし、住宅貸付にあつては、理事長が別に定めるところにより、一時に又は分割して交付するものとし、<u>修学貸付にあつては、理事長が別に定めるところにより、第5条第1項第4号ハに規定する1月当たりの金額に12（学年の中途から貸し付ける場合は、当該貸付けの申出があった日の属する月の翌月から当該学年の末日の属する月までの月数）を乗じた金額の範囲内で、一時に又は分割して</u>交付するものとする。</p> <p>第12条・第13条 （略）</p>	<p>引用条文の整備</p> <p>修学貸付について、借受人への利便性の向上を図るため、貸付の単位を引き下げること</p> <p>現在、4月以外の月から学年が始まる学校に修学した場合、年度内に2回に分けて申込・貸付け等を行っているので、1学年分を1回で行えるようにするもの。</p>

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 後	備 考
<p>（償還期限及び金額）</p> <p>第14条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る貸付金は、次の各号に掲げる貸付の種類に応じ、当該各号に掲げる月数以内で理事長が別に定める償還表により毎月元利均等により償還（以下この条において「毎月償還」という。）するものとする。ただし、修学貸付の利息は、貸し付けた<u> </u>月の翌月から支払うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特別貸付のうちの修学貸付 当該貸付の対象となった<u>修学が終了した月</u></p> <p>_____</p> <p>_____の翌月から150月</p> <p>2 住宅貸付を受けた借受人は、貸付金額が10万円以上の場合においては、前項の規定にかかわらず、貸付を受けた月の翌月以後の最初の期末手当等（法第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下この条において同じ。）の支給月から理事長が別に定めるところにより、前項に規定する毎月償還と期末手当等からの償還を併用することができる。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、災害再貸付の貸付を受けたときは、住宅貸付又は災害貸付に係る未償還元利金（当該災害再貸付に係るものを除く。）を一時に償還しなければならない。</u></p> <p>4 理事長は、特別に事情があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、貸付を受けた月の翌月から支払うものとする。</p> <p>一 普通貸付及び住宅貸付（第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。） 償還期間内において3月</p> <p>二 災害貸付（第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。） 償還期間内において1年</p>	<p>（償還期限及び金額）</p> <p>第14条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る貸付金は、次の各号に掲げる貸付の種類に応じ、当該各号に掲げる月数以内で理事長が別に定める償還表により毎月元利均等により償還（以下この条において「毎月償還」という。）するものとする。ただし、修学貸付の利息は、<u>貸付を受けた月の</u>翌月から支払うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特別貸付のうちの修学貸付 当該貸付の対象となった<u>修学が終了した日又は高等学校等の修業年限を満了した日のいずれか早い日の属する月（借受人から申出があった場合において、修業年限の満了前に償還を開始することについて、理事長が特に必要と認めた場合には、その認めた日の属する月）</u>の翌月から150月</p> <p>2 住宅貸付を受けた借受人は、貸付金額が10万円以上の場合においては、前項の規定にかかわらず、貸付を受けた月の翌月以後の最初の期末手当等（法第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下この条において同じ。）の支給月から理事長が別に定めるところにより、前項に規定する毎月償還と期末手当等からの償還を併用することができる。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>3 理事長は、特別に事情があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、貸付を受けた月の翌月から支払うものとする。</p> <p>一 普通貸付及び住宅貸付 _____ 償還期間内において3月</p> <p>二 災害貸付 _____ 償還期間外において1年</p>	<p>貸付規則（準則）に合わせた文言修正</p> <p>修学貸付の元金については、子の修学期間中は据え置くこととされていたが、借受人からの申出により修学終了を待たずに元金の償還を開始できるものとするもの</p> <p>災害再貸付を行う場合、既存の住宅・災害住宅貸付の一括償還を不要とするもの</p> <p>災害貸付の元金の償還猶予期間を、償還期間外で1年とするもの</p>

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 後	備 考
三 （略）	三 （略）	貸付規則（準則）に合わせた文言修正
四 特別貸付のうちの入学貸付 償還期間外において当該貸付けの対象となった学校_____の修業年限	四 特別貸付のうちの入学貸付 償還期間外において当該貸付けの対象となった <u>高等学校等</u> の修業年限	
<u>五</u> 特別貸付のうちの結婚貸付及び葬祭貸付 償還期間内において3月	<u>4</u> (削る)	
5 （略）	<u>4</u> （略）	14条第3項の削除に伴う項番号の繰上げの整備
6 （略）	<u>5</u> （略）	
7 借受人は、第1項、 <u>第2項</u> 、 <u>第4項</u> 、 <u>第5項</u> 又は前項の規定による償還のほか理事長の定めるところにより未償還元利金の全部又は一部を随時償還することができる。	6 借受人は、第1項から前項まで_____の規定による償還のほか理事長の定めるところにより未償還元利金の全部又は一部を随時償還することができる。	14条第3項の削除に伴う項番号の繰上げの整備
8 （略）	7 （略）	
9 第1項、 <u>第4項</u> 、 <u>第5項</u> 及び <u>第6項</u> の規定にかかわらず、再任用職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金を、貸付けを受けた月の翌月から地方公務員法第28条の4第1項に規定する任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定める償還表により毎月元利均等により償還するものとする。	8 第1項、 <u>第3項</u> 及び <u>第4項</u> の規定にかかわらず、再任用職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金を、貸付けを受けた月の翌月から地方公務員法第28条の4第1項に規定する任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定める償還表により毎月元利均等により償還するものとする。	14条第3項の削除に伴う項番号の繰上げの整備
10 （略）	9 （略）	
(償還の手続き)	(償還の手続き)	14条第3項の削除に伴う項番号の繰上げの整備
第15条 理事長は、前条第1項、同条第2項、 <u>同条第4項後段</u> 、 <u>同条第5項</u> 又は <u>第9項</u> の規定による元利金の償還又は利息の支払いについては借受人の給与支給機関から当該元利金又は利息を給与支給日及び期末手当等支給日に借受人の給与若しくは期末手当等（以下「給与等」という。）から控除して払込みを受けるものとする。	第15条 理事長は、前条第1項、同条第2項、 <u>同条第3項後段</u> 、 <u>同条第4項</u> 又は <u>同条第8項</u> の規定による元利金の償還又は利息の支払いについては借受人の給与支給機関から当該元利金又は利息を給与支給日及び期末手当等支給日に借受人の給与若しくは期末手当等（以下「給与等」という。）から控除して払込みを受けるものとする。	14条第3項の削除に伴う項番号の繰上げの整備
2 前条第3項又は同条第7項の規定による償還をする場合又は給与等の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与等から控除できない場合は、借受人は振込依頼書により所属所長を経て理事長に払い込むものとする。	2 前条第6項_____の規定による償還をする場合又は給与等の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与等から控除できない場合は、借受人は振込依頼書により所属所長を経て理事長に払い込むものとする。	14条第3項の削除に伴う項番号の繰上げの整備
3・4 （略）	3・4 （略）	

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第16条（略）</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第17条 借受人は、貸付金の償還が完了する以前に当該貸付に係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不動産の全部又は一部を_____第三者に譲渡すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>第18条～第21条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（第14条第4項に規定する貸付金の利率の特例）</p> <p>4 第14条第4項に規定する貸付金の利率は、平成7年8月1日から特例期間等の終了の日までの間においては、特例として第14条第4項の規定にかかわらず、財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長の定める日）から、年1.72%とする。</p> <p>5（略）</p>	<p>第16条（略）</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第17条 借受人は、貸付金の償還が完了する以前に当該貸付に係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不動産の全部又は一部を<u>理事長の承認を得ない</u>で第三者に譲渡すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>第18条～第21条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（第14条第3項に規定する貸付金の利率の特例）</p> <p>4 第14条第3項に規定する貸付金の利率は、平成7年8月1日から特例期間等の終了の日までの間においては、特例として第14条第3項の規定にかかわらず、財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長の定める日）から、年1.72%とする。</p> <p>5（略）</p>	<p>貸付対象となった不動産について、被災、離婚など特別な事情がある場合で誠実に償還が行われているときには即時償還を要しないこととするもの。</p> <p>14条第3項の削除に伴う項番号の繰上げの整備</p>

理 由 書

近年の貸付事業における残高の減少を踏まえ、今後の貸付事業の健全な運営を図るため、全国市町村職員共済組合連合会を通じて総務省自治行政局福利課に対して貸付事業の利用促進を図るための貸付準則の改正を要請したところ、平成27年2月13日付けで「地方公務員共済組合が行う貸付事業の取扱要領」等が一部改正され、併せて貸付準則が改正されたので、この準則改正に準じ、修学貸付の限度額の引上げ及び災害再貸付時の既存貸付の一括償還の廃止等を行うもの。

<主な変更点>

1 入学貸付、修学貸付関係

- (1) 貸付の対象となる教育機関に「中等教育学校[※]（後期課程に限る。）」を追加

※ 中高一貫教育を6年間一体的に行なう学校。富山県内にはない。（片山学園は、併設型であり該当しない。）全国で50校程度、北信越では6校

- (2) 修学貸付の限度額を現行の月10万円から月15万円に引き上げるとともに、貸付けの単位を10万円から1万円に引き下げる。

※ 私立大学に組合員と別居で進学した場合などは、月10万円では不足するため。

- (3) 修学貸付における修学期間中の元金償還の据え置きについて、借受人からの申し出により、修学終了前でも元金の償還を開始できるようにする。
- (4) 4月以外の月から学年が始まる学校に修学した場合に対応するため、学年単位で最高1年分の貸付けを可能にする。

2 住宅貸付関係

貸付対象となった不動産が第三者に譲渡された場合で、被災、離婚など特別な事情があっても、今後も誠実に償還が行われると理事長が認めた場合は、貸付金の即時償還を要しないよう要件を緩和する。

3 災害貸付関係

- (1) 災害又は激甚災害で被災した組合員に対して、災害再貸付を行う場合、既存の住宅貸付又は災害住宅貸付の未償還元利金の一括償還を求めないこととする。
- (2) 通常の災害による災害貸付の元金の償還猶予期間について、現行は「償還期間内1年以内」としているが、被災組合員の負担軽減の観点から「償還期間外1年以内」とする。